三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十二　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の九の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

3　［略］

第四十五条の二十一の十三　［略］

（構内の定義）

第四十五条の二十二　法第二十七条の三十三第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の六　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の三の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

3　［略］

第四十五条の二十一の七　［略］

（構内の定義）

第四十五条の二十二　法第二十七条の三十第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三　法第二十七条の三十三第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

2　法第二十七条の三十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

3　法第二十七条の三十三第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（密接な関係）

第四十五条の二十四　法第二十七条の三十三第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　法第二十七条の三十三第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

（特定供給の廃止届出）

第四十五条の二十六　法第二十七条の三十三第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

（特定自家用電気工作物設置者の届出）

第四十五条の二十八　［略］

2　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　逆潮流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三　法第二十七条の三十第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

2　法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

3　法第二十七条の三十第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（密接な関係）

第四十五条の二十四　法第二十七条の三十第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　法第二十七条の三十第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

（特定供給の廃止届出）

第四十五条の二十六　法第二十七条の三十第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

（特定自家用電気工作物設置者の届出）

第四十五条の二十八　［略］

2　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　逆潮流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無